

## 「会計参与」小考 (導入は進むか)

早くも登場した。今月15日の日経新聞は、「会計参与」導入で融資優遇 - と題する記事で、三菱東京UFJと中央三井信託の2行が、「会計参与」を導入した中小企業を対象に、社長の個人保証を免除する、通常より0.5%融資金利を優遇する、といったサービスを始めたことを伝えている。いずれも5月1日の会社法施行を受けたものだが、何事も「慎重に」がその染み込んだ体質だと思っていたので、その素早い対応に驚いた。と同時に、中小企業への「会計参与」普及にける期待の大きさが伝わってきた。

銀行では、上記のような個別融資の優遇措置以外に、債務者と信格付けにおける配点優遇も検討されていると聞く。会計参与を導入した中小企業は、ただそれだけの理由で何点か得点がアップするというのだ。未だ報道もされておらず具体的なことは不明だが、既にそうした措置を取っている銀行もあるのかもしれない。

何故、銀行はそれほど「会計参与」に拘るのだろうか。

今、中央青山問題等で監査法人が揺れているが、我が国では、株式公開会社と商法上の大会社(資本金5億円以上、若しくは負債総額200億円以上)は公認会計士、監査法人による会計監査が義務づけられている。監査の目的は債権者保護と投資家保護にある。つまり、企業の作成する財務諸表が適正に作成されているか監査することによって、その財務内容に社会的信用を付与し、もって投資家や債権者の判断を誤らせないようにするためである。

しかし、公認会計士や監査法人の会計監査の対象となる会社の全体に占める割合は1%にも満たない。殆どの会社は、形式的には兎も角、事実上何の監査も受けていない。

今回の「会計参与制度」設置の背景には、公認会計士だけでなく税理士にも監査業務を解放するという狙いもあると聞いたが、それは別として、とにかく信用性に劣る中小企業の計算書類(B/S、P/L等)の客観性、透明性を高めることに第一の目的がある。

経験から言えば、銀行は貸出に際し決算書類を

徴求するが、基本的にそれが正しく会社の状態を示しているとは考えていない。悪質な粉飾を含め、何らかの作為が入っていることを前提として審査している。勿論、信用性の高い会社も少なくはないが、首を傾げるような会社も少なくないのだ。結果、「担保と保証を取るのには仕方ない」ということになる。

しかし、間接金融から直接金融へ、担保融資から無担保融資へという大きな流れの中で「これではいかん」ということになり、中小企業の計算書類に社会的信用性を付与する役割を担う会計参与制度が創設されたのだと理解する。当然ながら、その責任は軽くない。

株主代表訴訟の対象にもなるし、悪意若しくは重大な過失があった場合は第三者への損害賠償責任も生ずる。公開会社における監査法人・公認会計士ほどではないにしても、イメージとしてはそれに近い。

既に昨年8月、中小企業が準拠すべき会計基準を示した「中小企業の会計に関する指針」が公表された。そして、今月の法施行で会計参与はいつでも導入OKとなった。はたして、現実に導入する中小企業はどのくらい出てくるのだろうか。

私には皆目見当がつかないが、流れとしては、当初はゆっくり目に見えないように、そして一定程度導入が進むとかなりのスピードで普及していくのではないだろうか。

需要サイド(中小企業)では、既に透明性の高い計算書類を作成している優良企業が、更に信用を高めるために早期導入を進めるような気がする。銀行だけでなく、大手取引先からの要請も強い導入要因となるだろう。

一方、供給サイド(税理士、公認会計士)の対応はよく分からないが、従来の柵などに囚われない若手等から積極的に対応する人達がでてくるような気がする。変化をビジネスチャンスと捉える税理士も少なくないのではないだろうか。

肝心の中小企業の社長はこの問題をどう考えているのだろうか。まだ大半の社長は、知識として知っている程度で具体的な対応策を決めていないのが実態だろう。ざっくりいえば「今のままでいい」ということだが、それで済まない時がいずれやってくるとすれば、方向付けだけはきちんと決めておいた方がいい。